

令和 7 年

熊野町農業委員会

議事録

第 7 回

熊野町農業委員会

令和7年第7回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和7年9月22日(月) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	近藤 秀樹
委員	2番	橋川 勝則
委員	3番	住川 由子
委員	4番	庄賀 深雪
委員	5番	福垣内 信行
委員	6番	中村 家隆
委員	7番	井尻 隆雄
委員	8番	菅尾 寛治
会長職務代理者	9番	木原 哲男
会長	10番	空田 忠

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	世良 次生
----	-------

6. 議事録署名委員(2人)

委員	4番	庄賀 深雪
委員	5番	福垣内 信行

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原 幸成
主査	松田 修典
主任主事	末田 絵里子

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は１０名です。熊野町農業委員会会議規則第６条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和７年第７回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第１３条の議事録署名者２名について、こちらから指名します。４番 庄賀委員、５番 福垣内委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第１、議案第１４号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第１４号の農地法第３条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は、新宮地区の農地で、新宮〇丁目にある〇〇の付近にある田２筆です。譲渡人は申請地での今後の耕作予定がなく、申請地の近くに居宅と複数農地を所有している譲受人が、耕作規模を拡大することを希望したため所有権移転をされることとなりました。譲受人が所有する農地は申請地とは隣接していませんが、いずれも徒歩圏内に所在する農地であり耕作するうえで特に問題となるようなことはなく、許可相当であると判断しております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。
事務局	本日、荒滝推進委員は所用により欠席しております。現地調査結果については荒滝推進委員より説明書をお預かりしておりますので、代読をさせていただきます。事務局と９月１１日に現地を確認してきました。申請地の現状は譲渡人が米を作付けされていきました。権利移転後は譲受人が引き続き田として米を作られる予定です。譲受人が現在所有している近隣農地の耕作状況も確認しましたが、米が作付けされており申請地と一体的に管理していくうえで支障はないと思われます。所有権を移転することで農地の荒廃防止が見込めることから、許可しても問題ないものと考えております。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。

議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第１、議案第１４号「農地法第３条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第１、議案第１４号「農地法第３条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第２、報告第８号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。
事務局	熊野町農業委員会事務局規程第７条第２項に基づき、８月の間に専決処分した届出書の受理について、同規程第８条に基づき、報告します。報告第８号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出については、議案９ページから１７ページまでのとおり、呉地地区で１件、萩原地区で１件でございました。以上が専決処分した届出書等の報告です。
議長	ありがとうございました。続いて、日程第３、議案第１５号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第１５号の相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明いたします。これは、租税特別法第７０条の６第１項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの農地及び相続人が適当か否か審議していただく案件でございます。相続税の納税猶予制度とは、農業目的に使用している農地を相続される場合、市街化区域の農地であれば相続後２０年間営農を継続したものについては相続税が免除されるものです。対象農地は中溝地区の農地で、〇〇の〇〇から南方向に１５０ｍ程進み右折して少し進んだ左手にある田２筆で、令和〇年〇月に相続をされています。今回の案件については被相続人と相続人の双方が必要条件を満たす必要があります。位置図等の次のページに添付している農林水産省の資料をご参照ください。まず、被相続人は要件①の「死亡の日まで農業を営んでいたもの」に該当します。これは、昨年の利用状況調査の結果、農地判定となっており、被相続人は農業を行っていた実績があることから死亡の日まで農業を営んでいた者として扱うことができるものと考えております。次に相続人は、要件①の「相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行う者」に該

	当するものと考えられます。現地については、お配りしている写真のとおり、現在も田として農業経営がされ、耕作されておりました。また、この制度の対象となる農地について、遺産分割をした農地であることが要件となっております。提出された書類により遺産分割をし申請人が相続した農地であることを確認しております。なお、位置図右手の〇〇番〇の筆については、一部倉庫と駐車スペースとして利用されていたため制度対象外として面積から除外しております。以上のことから、適用要件を満たしているものと考えられます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。世良委員、お願いします。
世良委員	事務局と9月17日に現地を確認してきました。対象農地の現状は、すでに耕作が開始されており、駐車スペース等の部分を除く一面に米が作付けされておりました。相続人は町外在住ですが、車で片道〇〇分程度で通える距離であり、農繁期には週2、3回通うことと草刈りをする計画をされています。農機具については被相続人から譲り受けたトラクターやコンバイン、田植え機等を一式保有しており、営農に支障はないと思われます。今後も農地としての適正な管理をされていくと思われることから、適格者として証明しても問題ないものと考えております。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
菅尾委員	除外部分は通常の相続税がかかるんですか。
事務局	はい、そのようになります。
菅尾委員	ということは、一筆の中で分割して登記をするということですか。
事務局	耕作している部分の納税猶予を受けるための申請であるため、税務署に対しては総面積のうち納税猶予を受けたい耕作面積を申告します。ですので、分筆をして法務局で登記をすることは、猶予を受ける上では必要はありません。
菅尾委員	これは20年間耕作していなければ受けられないのですか。例えば、マルチシートのようなもので覆って保全管理しているようなところはだめという

	ことですか。
事務局	はい、２０年間継続して耕作している必要があります。
菅尾委員	事務局の職員が２０年間、耕作状況を確認しているということですか。
事務局	３年毎に税務署から相続人に対して、農業委員会から耕作証明を受けて状況を報告するよう通知が送付されますので、相続人から依頼がありましたら事務局職員が現地確認をして証明書を交付しています。それを繰り返し２０年経てば、免除となります。
菅尾委員	わかりました。
議長	その他に質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第３、議案第１５号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第３、議案第１５号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」は原案どおり承認することに決定しました。以上で本日の日程はすべて終了しました。会議全般やその他で何かご質問等はないでしょうか。
議場	(全員：質問なし)
議長	無いようですので、事務局から事務連絡をお願いします。
事務局	(事務連絡)
議長	ありがとうございました。次回の農業委員会は１０月２０日（月）に開催予定です。議案については１０月１０日（金）以降に事務局から送付予定です。以上をもちまして、令和７年第７回熊野町農業委員会を閉会します。
	上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。 議 長 _____ 印 署名委員 _____ 印 署名委員 _____ 印